平成２２年（フ）第１６５号
北海道小樽市長橋５丁目32番30号　ＭＳドリームⅡ202号室、前住所北海道小樽市新富町２番13号
債務者　神尾　昭彦
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６６号
北海道小樽市長橋５丁目32番30号　ＭＳドリームⅡ202号室、前住所北海道小樽市新富町２番13号
債務者　神尾千香代（旧姓片桐）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６８号
北海道小樽市石山町20番17号、前住所北海道北見市北２条東４丁目９番地　二条ハイツ203号
債務者　加藤　　裕
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６９号
北海道小樽市若竹町25番４号　レオネクストユアーズ若竹105号、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目29番５号
債務者　佐々木　裕
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１７０号
北海道余市郡余市町黒川町15丁目１番地５
債務者　野呂　千春
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１７１号
北海道小樽市相生町１番15号、前住所北海道小樽市若松２丁目５番９号
債務者　佐々木　塁
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１７２号
北海道小樽市色内２丁目９番19号、前住所北海道夕張市鹿の谷３丁目45番地13
債務者　東海林フミ子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１７３号
北海道小樽市桜１丁目12番21号　エメロード桜103、前住所札幌市北区あいの里３条６丁目９番10―901号
債務者　西　　孝良
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１２７号
宮城県角田市角田字田町113番地４
債務者　半澤　敏信
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３８３号
秋田県潟上市天王字北野235番地７、前住所秋田県潟上市天王字鶴沼台86番地25
債務者　佐藤　育美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８４号
富山県魚津市大光寺1810―１　共栄組寮内、住民票上の住所秋田市将軍野東３丁目６番７号
債務者　佐々木啓次
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８６号
秋田県潟上市天王字一向43番地58
債務者　岡　奈々絵
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１１号
秋田市中通５丁目７番40号　コンチネンタルハイツ202号、前住所秋田県南秋田郡五城目町上樋口字堂社49番地５
債務者　川上　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３８号
福島市笹谷字南田６番地　県住２―405
債務者　山崎　　薫
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２５０号
福島市本内字西慶二43番地の７
債務者　鴫原　正子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
長野県須坂市北相之島202番地　Ｄ―28
債務者　牧野　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
岐阜県可児市下恵土2821番地１　コーポ禅台寺302
債務者　小森政明こと　コモリ・マサアキ・フェルナンド
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部